

平成十九年六月十一日付け広島県報（定期）第四十三号に登載の広島県告示第六百四十六号（特定計量器の定期検査の実施）の一部を次のように訂正する。

商工労働部総務管理局計量検定室長

一	ページ	行	誤	正
	四の表実施期日の欄の二		平成一九年九月一七日	平成一九年九月一四日